

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和7年8月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)被保険者の資格情報等の管理及び証関係（資格確認書、限度額適用認定書等）の発行 (2)被保険者の属する世帯に対する被保険者所得等からの国民健康保険税の算出及び賦課業務 (3)各種届出に関する事務及び他市町村における所得情報の確認 (4)被保険者の診療報酬明細書（レセプト）情報の管理 (5)被保険者の高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務及びその管理 (6)特定健康診査及びその結果に基づく特定保健指導に関する業務 (7)オンライン資格確認等システム運用における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	(1)国保標準システム (2)健康かるて (3)ADWORLD住民情報システム (4)ID連携サーバーシステム (5)自治体中間サーバー (6)国保総合システム及び国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)個人情報ファイル (2)世帯情報ファイル (3)国保賦課ファイル (4)国保資格ファイル (5)国保給付ファイル (6)特定健康診査・特定保健指導情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表24の項及び第44の項 第9条第2項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条 第24条 【オンライン資格確認等事務】 (1)番号法 第9条第1項 別表の44の項 (2)国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) (1)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) (2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48、69、70、71の項 【オンライン資格確認等事務】 (1)国民健康法 第36条第3項、第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部保険年金課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保険年金課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないこととなった場合は、基幹系システム管理者がアクセスできないように管理している。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	保険年金課 岩瀬 幸雄	保険年金課 齋藤 利彰	事後	
平成28年7月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成26年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年7月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	
平成28年11月1日	I 1. システムの名称	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名 システム 中間サーバー	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名 システム 中間サーバー 次期国保総合システ	事後	
平成28年11月1日	II 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	平成28年7月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成28年11月1日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成28年7月1日時点	平成28年11月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I -5-② 所属長の役職名	保険年金課 齋藤 利彰	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年3月18日	I-1②事務の概要	被保険者の資格異動等の情報を管理する。 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得 額等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・ 徴収を行う。各種届出に関する事務、他市 町村における所得情報の確認	被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、 証関係(保険証、短期保険証、資格証明書、高 齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療 養療養受領証)の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得 及び固定資産税額等から国民健康保険税の 算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得 情報の確認 被保険者の診療報酬明細書(レセプト)情報の 管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育 児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及び その管理	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月18日	I-1③システムの名称	住基・税オンラインシステム	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名 システム 中間サーバー 次期国保総合システ ムおよび国保情報集約システム(以下「国保総 合(国保集約)システム(※)」という。) ※ 国保総合(国保集約)システムは、国保連合 会に設置される国保総合(国保集約)システム サーバー群と、市区町村に設置される国保総合 PCで構成される。	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月18日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16項 都道 府県知事又は市町村長 「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。 。))に関する事務であって主務省令で定める もの」 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町 村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に よる保険給付の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるもの」	番号法第9条第1項 別表第一 の16の項 都 道府県知事又は市町村長 「地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例による地方税の賦 課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。 。))に関する事務であって主務省令で定める もの」 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町 村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に よる保険給付の支給又は保険料の徴収に関す る事務であって主務省令で定めるもの」 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府令・総務省令第5号)の 16条、24条	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月18日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第1項 別表第二 第27,42,44号	・情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の27、42、43、 44、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の1、2、3、4、 5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、 87、93、106の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府令・総務省令第5号)の 1条、2条、3 条、4条、5条、19条、20条、25条、33条、43条、 44条、46条、53条	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月18日	II-1いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/3/1	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年3月18日	II-2いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/3/1	事後	5年経過前の評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月1日	I-1②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、証関係（保険証、短期保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療養療養受領証）の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得情報の確認 被保険者の診療報酬明細書（レセプト）情報の管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、証関係（保険証、短期保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療養療養受領証）の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得情報の確認 被保険者の診療報酬明細書（レセプト）情報の管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務（以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。）	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年9月1日	I-1③システムの名称	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。） * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）、医療保険者等向け中間サーバー等 * 国保総合（国保集約）システムは、国保連合会に設置される国保総合（国保集約）システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。）	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年9月1日	II-1いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年9月1日	II-2いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年9月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 の16の項 都道府県知事又は市町村長 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号）の 16条、24条	（西尾市国民健康保険業務） 番号法第9条第1項 別表第一 の16の項 都道府県知事又は市町村長 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号）の 16条、24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和2年9月1日	I-4②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の27、42、43、44、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号）の 1条、2条、3条、4条、5条、19条、20条、25条、33条、43条、44条、46条、53条	（西尾市国民健康保険業務） ・情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の27、42、43、44、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府令・総務省令第5号）の 1条、2条、3条、4条、5条、19条、20条、25条、33条、43条、44条、46条、53条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う修正
令和3年4月14日	II-1いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月14日	II-2いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I-4②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第7項 別表第二の27、42、43、44、45の項 ・情報提供の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条第8項 別表第二の27、42、43、44、45の項 ・情報提供の根拠	事後	法改正に伴う修正であり、事前の提出・公表は義務付けられていない。
令和5年3月13日	I-1③システムの名称	住基・税オンラインシステム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合（国保集約）システム（*）」という。）	1. 保険税賦課システム 2. 資格管理システム 3. 給付システム 4. 住基・税オンラインシステム 5. 国保総合（国保集約）システム	事前	標準システム導入に伴う変更
令和5年3月13日	I-2特定個人ファイル名	1. 個人情報ファイル 2. 世帯情報ファイル 3. 賦課ファイル	1. 個人情報ファイル 2. 世帯情報ファイル 3. 国保賦課ファイル 4. 国保資格ファイル 5. 国保給付ファイル	事前	標準システム導入に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月13日	I-3個人番号の利用	(西尾市国民健康保険業務) 番号法第9条第1項 別表第一 の16の項 都道府県知事又は市町村長 「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は 地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるもの」 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町村長又は国民健康保険組合 「国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)の 16条、24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。
令和5年3月13日	I-4②法令上の根拠	(西尾市国民健康保険業務) ・情報照会の根拠 番号法第19条第8項 別表第二の27、42、43、44、45の項 ・情報提供の根拠 番号法第19条第8項 別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121	事前	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。 ・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル
令和3年4月14日	II-1いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和3年4月14日	II-2いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月3日	I-1②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、証関係(保険証、短期保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療養療養受領証)の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得情報の確認 被保険者の診療報酬明細書(レセプト)情報の管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務(以下、「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)から委託を受けた国民健康保険中央会(以下、「国保中央会」という。))が、被保険者等の資格情報を国保総合(国保集約)システム経由で、医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区間へ、被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という。))が機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、証関係(保険証、短期保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療養療養受領証)の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得情報の確認 被保険者の診療報酬明細書(レセプト)情報の管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理 オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴照会事務	事後	オンライン資格確認等システム稼働に伴う修正
令和6年9月3日	I-3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24の項及び44の項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び37条	事前	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。
令和6年9月3日	I-4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (別表第二における情報提供の根拠) ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠) ・42,43,44,45,121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、128、131、137、141、145、158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71、160	事前	・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月3日	II-1いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年9月3日	II-2いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年12月23日	I-1②事務の概要	地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 被保険者の資格異動等の資格情報を管理し、証関係(保険証、短期保険証、資格証明書、高齢受給者証、限度額・減額認定書特定疾病療養療養受領証)の発行 被保険者の属する世帯に対し、被保険者の所得等から国民健康保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 各種届出に関する事務、他市町村における所得情報の確認 被保険者の診療報酬明細書(レセプト)情報の管理 被保険者の高額療養費、国保療養費、出産育児一時金、葬祭費、食事差額等の給付事務及びその管理 オンライン資格確認等システムを利用した資格履歴照会事務	地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)被保険者の資格情報等の管理及び証関係(資格確認書、限度額適用認定書等)の発行 (2)被保険者の属する世帯に対する被保険者所得等からの国民健康保険税の算出及び賦課業務 (3)各種届出に関する事務及び他市町村における所得情報の確認 (4)被保険者の診療報酬明細書(レセプト)情報の管理 (5)被保険者の高額療養費、療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務及びその管理 (6)特定健康診査及びその結果に基づく特定保健指導に関する業務 (7)オンライン資格確認等システム運用における資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	I-1③システムの名称	1.保険税賦課システム 2.資格管理システム 3.給付システム 4.住基・税オンラインシステム 5.団体内統合宛名システム 6.中間サーバー 7.国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	(1)国保標準システム (2)健康管理システム (3)住基・税オンラインシステム (4)団体内統合宛名システム (5)自治体中間サーバー (6)国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	I-2特定個人情報ファイル名	1.個人情報ファイル 2.世帯情報ファイル 3.国保賦課ファイル 4.国保資格ファイル 5.国保給付ファイル	(1)個人情報ファイル (2)世帯情報ファイル (3)国保賦課ファイル (4)国保資格ファイル (5)国保給付ファイル (6)特定健康診査・特定保健指導情報ファイル	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	I-3個人番号の利用	番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24の項及び44の項 番号法第9条第2項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条及び37条	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項及び第44の項第9条第2項 (2)番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条第24条 【オンライン資格確認等事務】 (1)番号法 第9条第1項 別表の44の項 (2)国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	I-4②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、116、125、128、131、137、141、145、158の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69、70、71、160の項	(情報提供の根拠) (1)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第2条 表2、3、6、13、27、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、141、158、161、164、165、166、173の項 (情報照会の根拠) (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 48、69、70、71の項 【オンライン資格確認等事務】 (1)国民健康法 第36条第3項、第113条の3第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月23日	IV-8人手を介在させる作業	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の留意事項等を遵守し、申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること等の対策を実施しているため、十分であるといえる。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	IV-11もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	IV-11当該対策は十分か	-	特定個人情報を取扱う基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード及び静脈認証により管理しており、人事異動や定年退職等により特定個人情報を扱わないこととなった場合は、基幹系システム管理者がアクセスできないように管理している。また、不正操作がないかアクセスログを記録し必要な場合には分析を行うことになっているので、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	II-1いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和6年12月23日	II-2いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和7年8月11日	II-1いつ時点の計数か	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和7年8月11日	II-2いつ時点の計数か	令和6年12月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針の改正及び特定個人情報保護評価に関する規則改正による様式改正とそれに伴う軽微な修正
令和7年8月11日	I-1-③システム名称	(1)国保標準システム (2)健康管理システム (3)住基・税オンラインシステム (4)団体内統合宛名システム (5)自治体中間サーバー (6)国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	(1)国保標準システム (2)健康かるて (3)ADWORLD住民情報システム (4)ID連携サーバーシステム (5)自治体中間サーバー (6)国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	